

# 第2次大府市犯罪のないまちづくり基本計画

《平成 25 年度～平成 29 年度》

大 府 市

平成 25 年 3 月

# はじめに

平成16年4月、愛知県が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図るために「愛知県安全なまちづくり条例」を施行し、平成18年には、「あいち地域安全緊急3か年戦略」、「あいち地域安全県民行動計画」を策定しました。

本市においては、平成19年1月に「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例」を施行し、同条例に基づいた各種施策をより効果的かつ計画的に推進するため、「犯罪のないまちづくり基本計画」を策定しました。この度、策定から5年が経過するにあたり、地域をとりまく環境や社会情勢の変化に対応し、計画の見直しを行うこととなりました。

本市における治安状況は、自主防犯ボランティアの活躍や青色回転灯登載車による地域安全パトロールの効果や、警察などと協力して犯罪の抑止に努めた結果、犯罪認知件数は大きく減少しており、平成14年、15年のピーク時に比べ6割以下となっています。

しかし、住宅侵入盗、車上ねらい、自転車盗などの身近なところで発生する犯罪が増加しており、また、子ども、女性、高齢者など犯罪弱者を対象とした犯罪の発生も度々見られます。平成24年には、減少を続けていた犯罪認知件数が増加に転じるなど、市民の「体感治安」は悪化し、大変憂慮すべき状況があります。

地域の安心・安全は、警察力や行政の啓発活動やパトロール活動などの《公助》だけでなく、市民一人ひとりの防犯意識による行動《自助》と、自治会等による地域ぐるみの協力《共助》の組み合わせがあって初めて実現が可能となります。

今後とも、防犯意識の高揚、防犯力の向上を基本目標とした本計画を地域安全・防犯活動の指針として、市民、自治会等、行政、警察等関係機関が協働し、安心して安全に暮らせる大府市の実現を目指してまいります。

平成25年3月

大府市長 久野 孝保

# 目 次

ページ

I	治安情勢の現状と推移	
1	大府市の治安状況	1
	(1) 治安状況	
	(2) 大府市の治安水準	
	(3) 体感治安の悪化	
2	犯罪発生要因	5
3	これまでの取組と今後の課題	5
	(1) 取組	
	(2) 今後の課題	
II	計画の基本的事項	
1	基本計画策定の趣旨、性格	7
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 計画の性格等	
	(3) 犯罪のないまちづくりの定義	
	(4) 対象とする犯罪など	
2	推進体制と役割分担	8
	(1) 推進体制	
	(2) 役割分担	
3	基本目標、計画期間	10
	(1) 設定の趣旨	
	(2) 基本目標	
	(3) 計画期間	
III	基本計画の体系	
1	施策の4つの重点目標	11
	(1) 設定の趣旨	
	(2) 4つの重点目標	
2	犯罪のないまちづくりの施策の体系	12

## IV 施策の推進計画

- 1 防犯意識の高揚 . . . . . 13
  - 大府市民総ぐるみの防犯運動の推進
  - 防犯意識啓発活動の推進
  - 犯罪に関する情報収集活動の推進
  - 犯罪に関する情報発信活動の推進
  - 相談窓口の周知及び活用の推進
- 2 防犯力の向上 . . . . . 15
  - 地域連帯の強化
  - 防犯4原則の啓発、推進活動
  - 自主防犯団体活動の活性化と支援
  - 防犯活動のアピール対策
  - ボランティアネットワークの向上
  - モデル地区における活動の促進
  - 事業者による防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画
  - 地域安全推進員の効果的な運用
- 3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進 . . . 20
  - 子どもに対する安全教育の推進
  - 学校における危機管理の実施
  - 通学路、公園などにおける安全確保対策の推進
  - 市民と協働した見守り活動の推進
  - サイバー犯罪対策
  - 女性に対する防犯対策の充実
  - 高齢者に対する防犯対策の充実
- 4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進 . . . . . 22
  - 犯罪に強い街並みの推進
  - 管理の行き届いた街並みの推進
  - 少年非行防止の推進
  - 暴力団排除活動の推進

## V 参考資料

- 1 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例 . . . . 26
- 2 大府市暴力団排除条例 . . . . . 31

# I 治安情勢の現状と推移

## 1 大府市の治安状況

### (1) 治安状況

本市における治安状況は、人口の増加、伊勢湾岸自動車道などの完成による交通の利便性の向上に足並みを合わせるかのように犯罪発生件数も増加しました。

しかし、青色回転灯搭載車両パトロール（以下青パトという）隊の結成、地道な啓発活動、警察の協力もあり、地域住民の防犯意識が年々高まりをみせ、平成23年中の刑法犯認知件数は1,256件で、過去10年間で最も多かった平成15年の2,262件と比較すると約4割減少しました。罪種別では年毎に発生件数の増減は見られますが、特定の犯罪が突出して増減するなどの大きな変化は見られません。

ただし、平成24年の刑法犯認知件数については、前年と比較して増加の傾向が見られ、その中でも特に住宅侵入盗や、自動車盗、オートバイ盗、部品ねらいをはじめとする重点罪種については大きく増加しています。

（重点罪種の発生件数：平成24年10月末:664件、前年同期：559件）

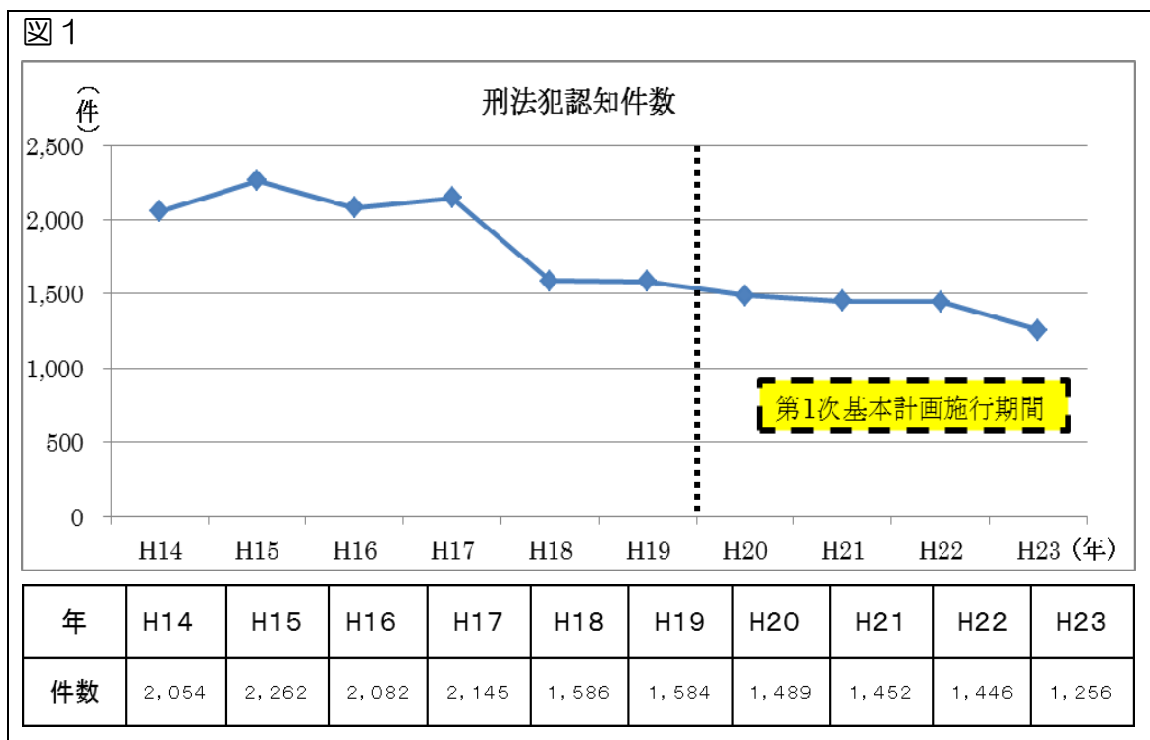
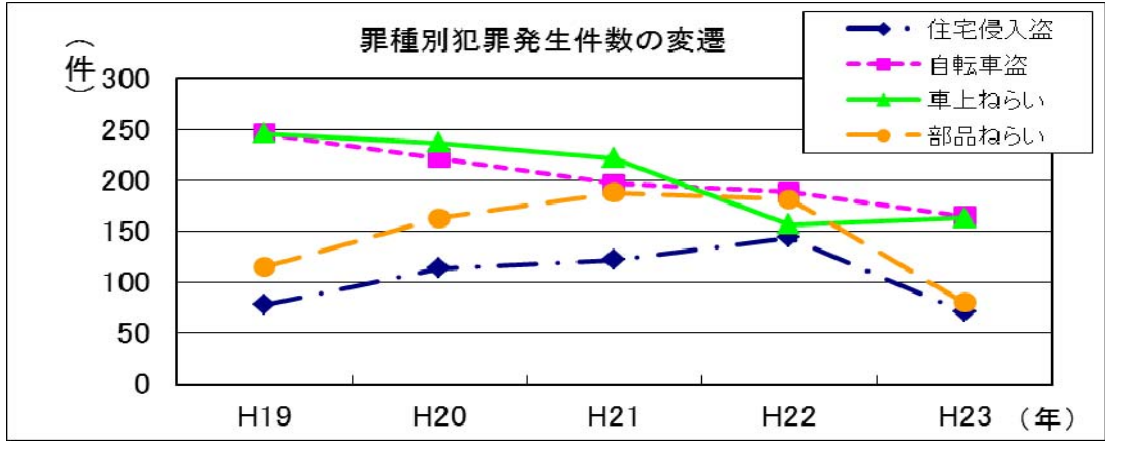


図2



(2) 大府市の治安水準

ア 県内における大府市の治安水準

本市の治安状況は、図1、2のとおり年々良くなっていますが、平成23年中における犯罪率と県内での順位は、40位(69市区町村)であり、楽観視のできない状態が依然として続いています。

図3

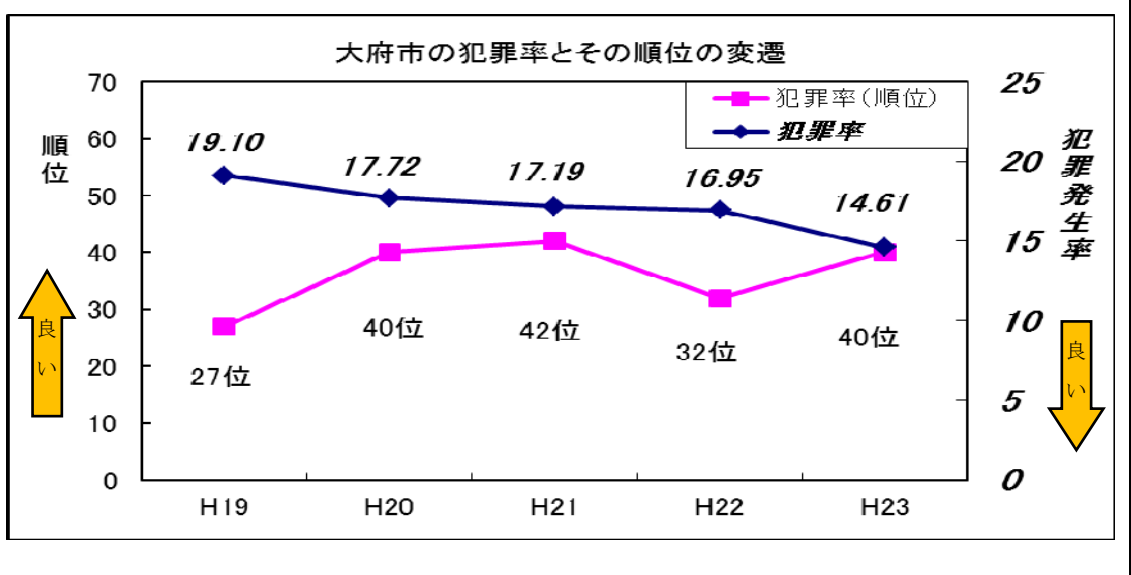


図4

	H19	H20	H21	H22	H23
刑法犯認知件数(件)	1,584	1,489	1,452	1,446	1,256
犯罪率(件)	19.10	17.72	17.19	16.95	14.61
県内における大府市の犯罪率順位／県内市区町村数	27/78	40/76	42/75	32/72	40/69

※ 犯罪率：住民1,000人あたりの刑法犯認知件数

## イ 周辺自治体における大府市の治安水準

次に、周辺の自治体と比較したところ、本市は、「平成 23 年 周辺自治体の犯罪率とその順位表」（図 5）のとおりであり、北東方面の刈谷市や豊明市、名古屋市緑区よりも治安が良いものの、南西方面となる知多半島内で比較した場合には、治安の悪い地域であるという結果となりました。

図 5

平成 23 年 周辺自治体の犯罪率とその順位表

市区町村	刈谷市	豊明市	名古屋市 緑区	大府市	東海市	東浦町	知多市
犯罪率	16.64	15.22	14.70	14.61	12.78	12.47	7.12
順位	27 位	35 位	39 位	40 位	48 位	54 位	64 位

※ 犯罪率：住民 1,000 人あたりの刑法犯認知件数

※ 順位は、愛知県内の 69 自治体（名古屋市は区で分けている）

治安が良い

### （3）体感治安の悪化

#### ア 罪種の変化

本市では、平成 15 年をピークにして犯罪が減少してきましたが、他の自治体と比較すると、まだまだ安心はできません。特に近年は、自動車盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらいなどの自動車関連犯罪が増加し、その手口から新たな犯罪が懸念されています。

また、全国的にも、子どもに対する声かけ事案や、女性、高齢者などの犯罪弱者を対象とした犯罪が発生するなど、市民の生活に身近な所で起こる犯罪が多く発生しています。

#### イ 市民意識調査結果

市民の体感治安は、平成 23 年度に 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に行われた市民意識調査の結果をしてみると、防犯対策に対する満足度はワースト 4 位、重要度は 2 位となっており、また、地域での防犯活動への取組は一部の方のみとなっています。

「平成 23 年大府市市民意識調査報告書」抜粋

● 防犯対策の満足度は、調査項目中ワースト 4 位（44 項目中 41 位）

4 4 位（ワースト 1）	駅周辺のにぎわいづくり
4 3 位（ワースト 2）	移動しやすい道路の整備
4 2 位（ワースト 3）	バスや鉄道などの公共交通の整備
<b>4 1 位（ワースト 4）</b>	<b>防犯対策について（防犯灯の設置など）</b>
・	
3 位（ベスト 3）	消防・救急活動の対策
2 位（ベスト 2）	健康診断などの健康づくり支援
1 位（ベスト 1）	水の安定供給

● 防犯対策の重要度は、調査項目中、2 位（44 項目中 2 位）

1 位	病院や緊急時の医療体制
<b>2 位</b>	<b>防犯対策について（防犯灯の設置など）</b>
3 位	震災や水害に対する防災対策

● 日常生活の取組 子どもの見守りやパトロールなどを行うこと

積極的に取り組んでいる	(3.6%)
ある程度は取り組んでいる	(18.1%)
ほとんど取り組んでいない	(36.7%)
全く取り組んでいない	(38.0%)
未回答	(3.5%)

● 日常生活の取組 戸締りや侵入防止の対策を徹底すること

積極的に取り組んでいる	(28.1%)
ある程度は取り組んでいる	(54.3%)
ほとんど取り組んでいない	(11.8%)
全く取り組んでいない	(3.0%)
未回答	(2.8%)

この意識調査結果から、刑法犯認知件数は減少しているものの、多くの市民が治安に対する不安感があり防犯対策を重要と考えていますが、自らの防犯対策への取組は積極的とは言えず、また、地域で行う防犯活動への参加は広がりが見られない状況です。

「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という意識をさらに醸成していく必要があると考えられます。



## 2 犯罪発生要因

本市における犯罪の増加は、他の自治体と同じく

- 地域連帯の希薄化
- 一人ひとりの犯罪に対する危機意識の欠如
- 規範意識の低下
- 犯罪の多様化・巧妙化・悪質化
- 生活環境の変化

などが複雑に絡み合っており、これらの要因を分析し、適切な犯罪防止対策を講じて行く必要があります。

特に、近年の本市の特徴としては、伊勢湾岸自動車道、名古屋高速道路、国道 23 号、302 号といった幹線道路と直結しており、交通事情が格段に良くなったため、犯罪を起こしても直ぐに逃げられるという状況が挙げられます。

## 3 これまでの取組と今後の課題

### (1) 取組

#### ア 条例と基本計画

本市では、防犯意識を高めるため、平成 19 年を「治安回復元年」と位置づけ、「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例（以下条例という）」（P. 26 V 参考資料 1 参照）を施行しました。

また、条例に基づき「大府市犯罪のないまちづくり基本計画（以下基本計画という）」を策定し、条例の基本理念「市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる活動を推進する」ための施策を実行しました。

#### イ 基本計画に基づく取組

基本計画に掲げた目標を達成し、犯罪のないまちを実現するため以下の取組を重点的に進めました。

- 防犯の日の指定及び定着化
- 青パトの増強
- 事業者との連携
- 子ども 110 番の家の増設
- 防犯講話の拡大実施

その結果、毎月 15 日の防犯の日には、全市を挙げて一体となって子どもたちの下校を見守る活動が定着しています。

また、全自治区で青パト隊が結成され、市内の所有台数も平成 24 年度現在で 80 台を超えており、地域のパトロールや街頭啓発で活躍しています。

さらに、地域の集会や事業所の会議前など人が集まる機会を利用した防犯講話を市内各所で展開するなど、地道ではありますが確実に防犯意識の高まりをみせています。

## **(2) 今後の課題**

治安回復の大きな鍵は、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という自助、共助の考えから始まる防犯意識の更なる高揚です。

また、子どもを始め、女性や高齢者などいわゆる犯罪弱者が被害者になる犯罪が後を絶たないことから、犯罪弱者への一層の対策が必要です。

その他、犯罪抑止効果が注目される防犯カメラや防犯センサーライトなど、ハードについての有効活用も進めていく必要があります。

## II 計画の基本的事項

### 1 基本計画策定の趣旨、性格

#### (1) 策定の趣旨

本市では、平成19年度に、条例に基づき基本計画を策定して、市民、自治会等、事業者、警察及び市がその他の関係団体と連携して一体となった活動を展開してきました。

しかし、自動車関連窃盗や侵入盗などの街頭犯罪が引き続き発生するとともに、子ども、女性、高齢者などの犯罪弱者を対象とした犯罪が発生し、私たちの安心で安全な暮らしが脅かされている状況にあります。

本基本計画は、これまでの計画を引き継いだうえで新たな視点を加え、「犯罪のないまちづくり」に関する有効な施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を担保するために策定するものです。

#### (2) 計画の性格等

##### ア 計画の性格

- 「犯罪のないまちづくり」に関して、総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱となるものです。
- 条例にもとづく施策及び実施すべき施策を体系付け、市民、自治会等、事業者及び市それぞれがどのような犯罪防止活動をすべきかを示すものです。
- 大府市の地域特性、犯罪情勢を的確に踏まえたものです。
- 地域の自主防犯ボランティア等の意見を計画に反映させることにより、実効性の高い犯罪防止対策の指針を示すものです。

##### イ 計画の変更について

本基本計画は、犯罪の態様や発生状況の変化などの社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化などにより検証、見直しを行い、施策が効果的かつ効率的に推進できるように努めることとします。

#### (3) 犯罪のないまちづくりの定義

条例第2条に定義されるもので、これまで概して別々に進められていたパトロール活動などのソフト面対策と犯罪防止に配慮した建物、道路及び公園などの環境整備といったハード面対策の両面を市民、自治会等、事業者及び市が協働して総合的に推進することにより、犯罪の起きにくい安心して安全に暮らせる空間や社会、制度を作っていく行動をいいます。

#### (4) 対象とする犯罪など

強盗、侵入窃盗、ひったくり、車上ねらい、自動車盗などの不特定多数を狙い、市民生活の身近な場所で発生する街頭犯罪及び子ども、女性、高齢者を狙った事案をいいます。

なお、児童・幼児・高齢者虐待、DV、テロなどについては、すでに独立した取組で施策が体系化されていますので、ここで対象とする「犯罪」の範囲には含みません。

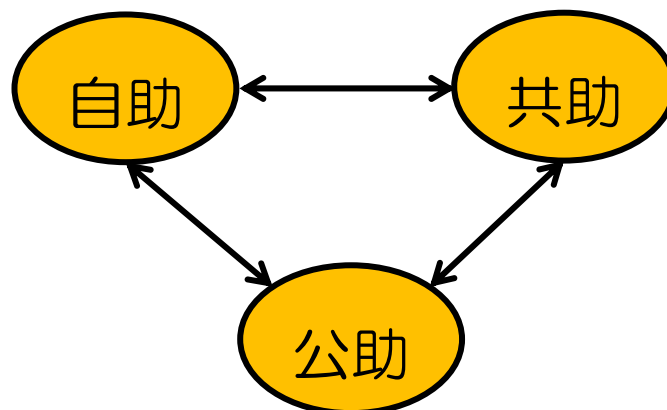
## 2 推進体制と役割分担

### (1) 推進体制

本基本計画の策定と推進にあたり、条例の規定により設置した「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を中心として、市民、自治会等、事業者及び市並びに関係機関が相互に連携、協力しながら一体となって、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

### (2) 役割分担

災害に対する考え方と同じように、他人任せではなく「自分たちでできることは、自分たちで（自助）」、「地域で支えあう（共助）」、「自助や共助では解決できないことを行政が支援する（公助）」。この3つがお互いに結びついて活動を進めることにより地域力を向上させ、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちを実現します。



#### ア 市民の役割（自助・共助）

市民は、防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」の考えのもと、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努める

とともに、地域における「犯罪のないまちづくり」に積極的に取り組みます。

#### **イ 自治会等の役割（共助）**

自治会等は、「地域の安全は地域で守る」の考えのもと、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及に取り組むなど、自らの考えにより積極的に「犯罪のないまちづくり」を、市民、事業者、他の自治会などが主体となって進める活動に協力します。

#### **ウ 事業者の役割（自助・共助）**

事業者は、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市民、自治会等及び市などが主体となって進める「犯罪のないまちづくり」に協力します。

#### **エ 学校、PTA等の役割（共助・公助）**

学校、PTA等は、当該学校などの施設内における児童、生徒、幼児などの安全を確保するよう努めるとともに、市民（保護者など）、自治会等、事業者、警察、市などとの連携を密にして、危機管理意識の醸成、犯罪情報の共有化を図り、インターネット犯罪に代表されるような新たな犯罪を含め、あらゆる犯罪への的確な対応により「犯罪のないまちづくり」の実現に取り組みます。

#### **オ 警察の役割（公助）**

本市では、警察署の誘致や警察官の増員要請を積極的に行っていますが、限られた警察官、警察力をより効率的に運用して、犯人検挙やパトロール活動の強化など本来の業務に専念してもらう必要があります。地域、学校、事業者などと連携を図り、犯罪者の早期検挙や、専門知識を活かした講話などの防犯啓発により「犯罪のないまちづくり」を推進します。

#### **カ 市の役割（公助）**

「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を設置し、計画の策定、庁内関係部局間を調整し、「犯罪のないまちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった犯罪のないまちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行います。

さらに、計画実行による市の治安回復の成果をより理解してもらうために、治安情勢などとともに、計画目標の達成状況を報告していきます。

### 3 基本目標、計画期間

#### (1) 設定の趣旨

防犯対策の出発点は、犯罪リスクを理解し、防犯意識を市民一人ひとりに持ってもらうことです。

本市がなすべき防犯対策の基本は、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えを定着させ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、連携、協力しながら、一体となって「犯罪のないまちづくり」を進め、防犯活動の基礎体力ともいえる防犯力を向上させることです。

しかし、防犯意識を市民一人ひとりに定着させ、防犯力を向上させるには長い時間がかかり、まだまだ世代や環境などで防犯意識の差があるため、新たな5年でさらに防犯意識を普及し、犯罪抑止能力を備えた防犯力の高いまちを目指します。

#### (2) 基本目標

**市民総ぐるみの防犯運動を展開し、市民一人ひとりの防犯意識を高揚させ、大府市の防犯力の向上を図る。**

**刑法犯認知件数を対前年比で毎年5%以上減少させ、平成29年までに刑法犯認知件数を900件以下にする。**

※ 参考（県目標）

平成24年度から平成27年度までの4年間、刑法犯認知件数を対前年比で毎年5%以上減少させ、平成27年までに10万件以下とする。（あいち地域安全戦略2015）

#### (3) 計画期間

**計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年とする。**

### Ⅲ 基本計画の体系

#### 1 施策の4つの重点目標

- 1 防犯意識の高揚
- 2 防犯力の向上
- 3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進
- 4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

重点目標のうち、「防犯意識の高揚」と「防犯力の向上」は、本市における重要な課題と受け止め早急に取り組みます。

次に、子どもや女性、高齢者を取り巻く環境が悪化している現状に鑑み、犯罪弱者への安全対策を重点的に取り組みます。

最後に、いかに積極的な防犯対策を実施しても、犯罪が発生しやすい環境を放置しては、治安回復は見込めません。県が実施する県民総ぐるみの運動のスローガン「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」との3N（さんない）運動でも示されていますが、地域の防犯性を高め、犯罪を起こさせない環境づくりも同時に推進していかなければなりません。本市としては、犯罪が発生しないための施策を「犯罪の起きにくいまちづくりの推進」として積極的に目指します。

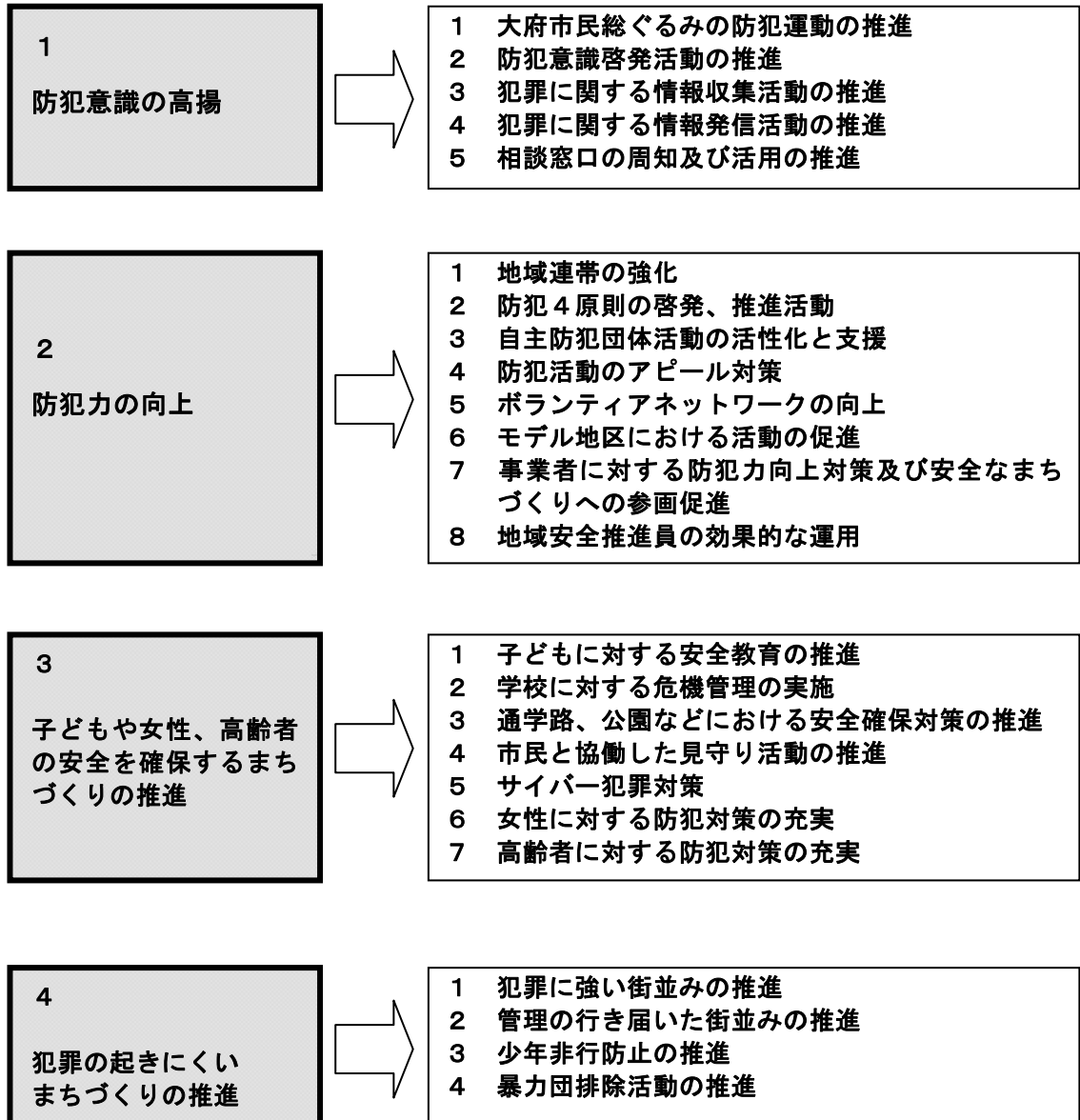


**自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守ります！**

## 2 犯罪のないまちづくりの施策の体系

### < 4つの重点目標 >

### < 重点施策 >





## IV 施策の推進計画

### 1 防犯意識の高揚

自主防犯活動が活発に実施されている一方、未だ、住宅や自動車、自転車の無施錠による犯罪被害が発生しており「自分だけは大丈夫」などと犯罪を他人事の様子に考えている方が多く見受けられます。また、防ぐことが出来る犯罪、被害を最小限にできる犯罪は相当数に上ります。

このため、子どもから大人まで、そして、個人、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場所において、治安回復への第一歩である防犯意識を高める活動を推進します。

#### 1 大府市民総ぐるみの防犯運動の推進

##### (1) 街頭犯罪防止啓発キャンペーンの実施

住民、学校、事業者、警察などと協働して駅前や大規模商店など、市民の集まる場所で防犯グッズなどを用いた街頭犯罪防止啓発キャンペーンを実施します。

##### (2) 「防犯の日」の街頭広報活動の実施

市内では、色々な団体、人々が学童見守り活動や不審者・泥棒対策の防犯活動を実施して、成果を上げています。本市では月に一度、「防犯の日」を定め、「大府市民の防犯意識の高揚、犯罪の未然防止」のため、自治区、自治会、学校などにも呼びかけ、警察と連携して街頭広報活動を実施します。

#### 2 防犯意識啓発活動の推進

##### (1) 防犯講話の実施

自治会、学校などに対し、専門的知識を有する警察官などからの防犯講話を推進します。

##### (2) 防犯診断

体験型の防犯活動の一種である住宅及び事業所などに対する防犯診断を、専門的知識を有する警察官などを通じて実施し、防犯対策の普及を図ります。

#### 3 犯罪に関する情報収集活動の推進

##### (1) 事件届出励行の啓発活動

犯罪は、110番通報などにより警察に寄せられ事件処理されるものの他、不審者情報などの小さな事件の場合、学校、事業所及び親元に直接寄せら

れ警察事案とならず、情報発信されないものもあります。

また、痴漢など女性を狙った犯罪や、暴力団犯罪は、その事件の性質から潜在化しやすく、泣き寝入りするケースが多く見受けられます。

犯人検挙及び二次被害の防止の観点から、それぞれの犯罪に対応した「届出励行」の啓発活動を実施します。

## **(2) 関係機関の連携、多角的な情報収集活動**

住民、自治会等、学校、事業者、警察及び市など関係機関の連携を強化し、警察に寄せられた事件情報の他、事件の前兆ともいえる不審者、不審車両などの小さな犯罪情報、潜在化が懸念される痴漢など女性を狙った犯罪情報、暴力団犯罪情報にあっても情報共有を推進します。

## **4 犯罪に関する情報発信活動の推進**

防犯意識の高揚に重要なのは、「関心を持ってもらうこと」なので、犯罪に関する情報を収集した後、地域別、職域別などに必要な情報を的確に分析し、学校や自主防犯団体などの関係機関にタイムリーな情報を発信します。犯罪情報の発信にあたっては、被害者のプライバシーに十分に配慮します。

### **(1) 主体別情報発信の方法**

#### **ア 市の情報発信活動**

広報おおぶ、ホームページなどを活用して防犯に関する各種情報や基本計画の進捗状況を発信します。

#### **イ 自治会、自主防犯団体等を中心とした情報発信活動**

自治会、自主防犯団体にあっても、市民から犯罪情報を認知した場合速やかに警察、市、関係機関に通報するとともに、事態の程度により、電話や回覧板などの方法を活用し、情報発信を図ります。

#### **ウ 事業者等の情報発信活動**

同業者相互間で、防犯情報交換会を実施し情報の共有化を図ります。

### **(2) 電子メールによる情報発信**

現在、携帯電話の普及は目覚しく、その普及率、機能性から携帯電話のメール機能を利用した情報発信は、非常に有効です。

現在、市内の犯罪情報を携帯電話のメール機能を利用して情報発信しているサイトがあります。同サイトへ登録を呼びかけ、犯罪情報の早期伝達・共有化を図ります。

## 5 相談窓口の周知及び活用の推進

現在社会は、盗難などの街頭犯罪だけではなく、ワンクリック詐欺に代表されるインターネットによる犯罪、悪質商法、詐欺など多岐にわたり、いつ被害にあうかわからない状態にあります。

市民に対して、専門的知識を有する相談窓口を周知して、積極的な活用を促進することにより、犯罪被害の未然防止を図ります。

## 2 防犯力の向上

「自らの安全は自ら守る」とともに、「地域の安全は地域で守る」という考え方を基本とし、市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進していきます。

### 1 地域連帯の強化

#### (1) 地域連帯強化の必要性

日本における治安悪化の大きな要因の一つに「地域連帯の希薄化」があげられます。本市は、昔から自治区を中心に連帯意識が強い地域でしたが、近年の道路整備、都市整備の進捗に伴う人口増加、匿名性の浸透、社会生活の変化などにより大都市近郊の他の自治体と同様、地域連帯の希薄化が進み、地域による犯罪抑止能力が低下し、これらが治安悪化の原因になっている状況にあります。

よって、本市の犯罪抑止能力を高めるため、自治会の加入や隣組活動の促進など、地域連帯の強化を図ります。

#### (2) 住民同士のあいさつ、声かけ運動の推進

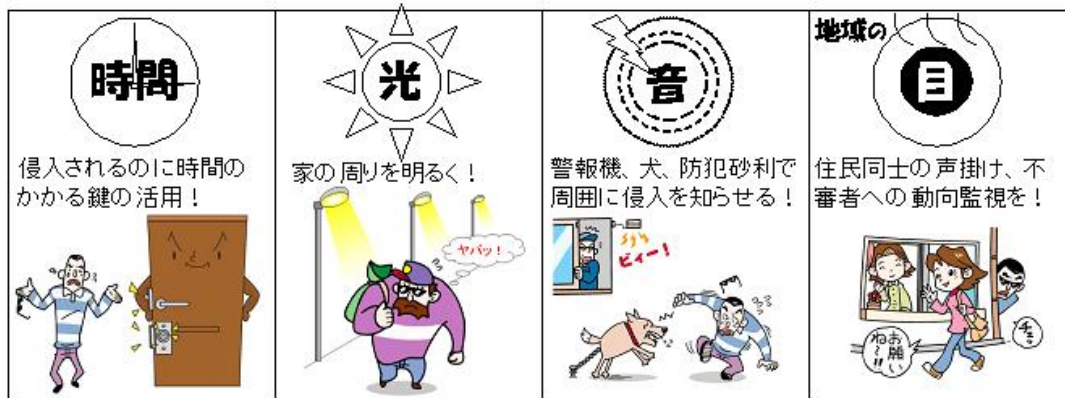
人や地域の連帯感を強化する最も初歩的、効果的なものは、「あいさつ、声かけ」です。また、「あいさつ、声かけ」は、その場にふさわしくない者が、侵入・滞留しにくい空間を作り出し、その結果、不審者を発見しやすくして、第三者（犯罪を企てる者）を寄せ付けない防犯施策「領域性の確保」を実現するものです。

地域防犯ボランティア活動に参加する時間確保が困難な就労者の方々や、小中学生や幼児でも気軽に実施できる地域住民同士の「あいさつ、声かけ運動」を積極的に推進し、恒常的な防犯力向上を図ります。

## 2 防犯4原則の啓発、推進活動

防犯4原則とは、犯罪を防止するための基本原則で、「時間・光・音・地域の目」を基点とした犯罪防止対策です。

広報啓発活動を通じて、市民にも同原則を踏まえた活動を実施してもらい防犯力の向上を図ります。



## 3 自主防犯団体活動の活性化と支援

### (1) 自主防犯活動の活性化

#### ア 犯罪情報の提供

防犯意識の高揚に重要なものは「関心を持ってもらうこと」なので、タイムリーかつ効果的な犯罪情報の提供に努めます。

#### イ 自主防犯活動に関する情報交換の促進

自主防犯活動に従事する関係者を対象に防犯講習会や合同パトロールなどを通じて情報交換を促進します。

#### ウ 防犯活動への積極的な参加

活動の起爆剤として、市や警察の行う防犯活動に積極的に参加するように促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

#### エ 顔見せ活動の推進

小学校などに対し、自主防犯団体に活躍するボランティア活動員の紹介を実施するなどの顔見せ活動（ふれあい活動）を推進します。

### (2) 自主防犯団体設立の促進

自主防犯団体の設立や活動のアドバイスを積極的に実施して、さらなる自主防犯団体の設立を促進します。

### **(3) 自主防犯活動に対する支援**

#### **ア 資機材の提供（ハード面対策）**

自主防犯活動に従事する団体の実態を把握し、必要とする資機材を提供、支援します。

#### **イ 犯罪情報及びパトロールの方法、知識などの提供（ソフト面対策）**

自主防犯団体が効果的な防犯活動を実施するため、合同パトロールや防犯講習会を通じて、犯罪情報及びパトロールの方法、知識などを提供するとともに、活動するうえでの注意事項を徹底し、パトロール中の事故防止を図ります。

## **4 防犯活動のアピール対策**

防犯活動をしている姿を、犯罪を企てている者に見せることは、犯罪発生の抑止力となり、地域の防犯意識高揚に繋がる効果があるため、防犯活動のアピール対策の支援を実施します。

### **(1) 「防犯帽子」などの活用**

「防犯」と記載された防犯帽子などは、パトロール活動の象徴的な装備品として定着しつつあります。

パトロール活動以外にも着用してもらえば、目に見える形での防犯力の向上と防犯意識の向上に繋がります。

### **(2) ステッカー貼付車の促進**

監視の目を増やす活動施策として、「街頭犯罪監視中」、「パトロール中」などの防犯シートやステッカーを自転車の前カゴや、自動車の車体、窓ガラスに貼付するなどの活動を推進します。

### **(3) 青パトの支援・補助**

青パトの効果は、地域全体が犯罪を警戒しているという雰囲気を出し、犯罪を企てている者に警戒心を抱かせる効果ばかりでなく、地域住民に対する防犯意識の高揚にも役立ちます。本市では、すでに多くの青パトによるパトロール活動が自治区等により盛んに実施されており、本市の防犯活動のシンボルとなっています。今後も、新規自主防犯団体の設立や既存の団体による青パトの活動の充実を図っていきます。また、申請手続は、一定の要件などが必要であるため、市では警察と連携のもと支援します。

## 5 ボランティアネットワークの向上

犯罪はそれぞれの地域を越えて起こっており、それぞれ独自に活動している場合は、犯罪者を効果的に封じ込めることは困難です。

自主防犯団体同士が連携し、さらに、自主防犯団体と市民、自治会等、事業者、警察及び市との連携を図ることが必要です。

タイムリーかつ効果的な防犯活動ができるように、ボランティアネットワーク構築、犯罪情報の発信を行います。

### (1) ボランティアネットワークの活用

構築したボランティアネットワークを使い、不審者出没など犯罪発生時の早期通報体制、警戒活動（児童の下校時活動の強化など）を行っています。参加する自主防犯団体へファックスを利用して情報発信を実施し、効果的なパトロール活動を支援します。

### (2) ボランティア活動リーダーの養成

自主防犯団体の代表として活動している方や、今後リーダーとなる可能性のある方などを対象とした講座を実施し、ボランティア活動リーダーを養成します。

## 6 モデル地区における活動の促進

### (1) モデル地区活動への支援

条例に基づく「犯罪のないまちづくり」モデル地区の活動を推進することで、効果的な犯罪防止活動を展開し、地域の防犯力の向上に努めます。

モデル地区活動を推進するに際し、活動補助や先進事例などの情報提供、助言や地域安全推進員などとの合同パトロール活動などの支援を行います。

### (2) モデル地区における活動情報の提供

市内の他地域の参考となるよう、モデル地区での新たな取組などを様々な広報媒体を活用して広く市民に情報提供していきます。

## 7 事業者による防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画

### (1) 事業者の防犯力向上対策

#### ア 防犯意識向上対策

防犯活動に取り組もうとする事業者などの活動を支援するため、防犯講習会や情報提供を推進していきます。

## イ 監視性の向上対策の推進

車上ねらい、部品ねらいなどの車両関係事犯、事務所荒しなどの建造物対象の盗難事犯に対応するため、事業者が管理する駐車場や事業所に近接する道路における監視性の向上及びその場にふさわしくない者が、侵入、滞留しにくい空間を作り出すための領域性の確保を促して、犯罪発生を抑止します。

## ウ 振り込め詐欺対策

振り込め詐欺などの被害防止のため、銀行、郵便局などの金融機関に対し窓口における一口広報などの強化を促していきます。

### (2) 安全なまちづくりへの参画促進

#### ア 参画促進

事業者、各種団体による自主防犯活動の実施や地域住民、自治会等、警察、市と連携した安全なまちづくり活動への参加を促進します。

#### イ 自主防犯団体への活動支援の推進

防犯力向上のため、事業者にあっても、自治会、自主防犯団体等との合同パトロールの参加を促します。

#### ウ 一戸一灯運動への参加

事業者にあっても、門灯や玄関灯を朝まで点灯して市内全体を明るくする一戸一灯運動への参加を呼びかけます。

## 8 地域安全推進員の効果的な運用

現在、本市では警察官OBなどを地域安全推進員として雇用し、共和駅警察官詰所を基点に市内のパトロール活動を実施していますが、さらなる防犯力向上のため効果的な運用を図っていきます。

### (1) パトロール活動の強化

限られた人数の中、効果的なパトロールを実施するため、犯罪情勢に応じたタイムリーな活動を行います。

### (2) 自主防犯団体の支援

合同パトロール活動などを通じて、防犯活動の方法、ポイント、事故防止方策などのアドバイスを行っていきます。

### (3) 活動の充実

さらなる防犯力の向上のため、パトロール以外にも防犯啓発キャンペーンへの参加など、地域防犯活動の場への参加も行います。

### 3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進

子どもや女性、高齢者を取り巻く環境が悪化している現状に鑑み、学校、地域などと連携しながら、子どもを始めとする犯罪弱者の安全を確保する活動を展開するとともに、啓発を通じて、子どもや女性、高齢者の安全確保への第一歩である防犯意識を高める活動を推進します。

#### 1 子どもに対する安全教育の推進

##### (1) 子ども達の危険回避能力の向上

子どもの安全確保に関する各種施策を推進していますが、常に大人が見守るには限界があります。このことを子どもに理解させ、行動させることは難しいことですが、悲惨な事件を防止するために、家庭、学校、地域と連携して、子どもの危険回避能力向上を図ります。

##### ア 防犯ブザーの携行と活用

防犯ブザーは、いざというときの子ども達の悲鳴の代わりとなり、その音量による犯罪者に対する威圧効果、聞き付けた大人達による救出の機会を付与する効果の他、犯罪を企てている者に見せる形で携行することで予防の効果もあります。

市では、小中学生全員に防犯ブザーを配布しており、携行・使用の効果啓発して、防犯ブザーの活用を推進します。

##### イ 安全教育の推進

子ども達に対して、安全講話や安全マップを作るなどの活動を通じて「どのような人や、車が危ないか」、「どのような道や、場所が被害にあいやすいか」などを教える活動を推進していきます。

##### (2) 子どものあいさつ運動の促進

地域連帯の強化でも謳われた「あいさつ、声かけ」と同じく、学校、PTA、自治会などが連携して地域における、子どもとのあいさつ運動を促進します。

#### 2 学校における危機管理の実施（防犯に配慮した施設管理の推進）

学校などにおいて「侵入防止のためフェンスを高くする」「死角を無くすために植木の剪定をする」などのハード面の対策、「訪問者に対する受付の徹底」などのソフト面の対策を実施して、万一に備え犯罪を発生させない未然防止対策を図ります。



### (1) 防犯グッズの整備と実践訓練

防犯ブザーは、小学校に入学する市内在住の新一年生全生徒へ配布を行っています。「さすまた」は各小中学校で配備されていますが、使い方を学ぶ機会は少ないため、警察と連携した防犯講話や寸劇、実践訓練の実施を図ります。

### (2) 新設施設の整備

設計段階から、不審者からの侵入防止、死角排除など防犯に配慮した建築を推進します。

## 3 通学路、公園などにおける安全確保対策の推進

### (1) 通学路、公園などの安全点検

急激な都市化、社会情勢の変化などにより危険箇所は変化しています。子どもとPTA、自主防犯パトロール隊（自主防犯団体）などが合同で通学路、公園など子どもが活動する場所の安全点検を実施し、的確な防犯対策を推進します。

### (2) 「こども110番の家」活動の効果的活用

#### ア 「こども110番の家」の増設促進

「こども110番の家」は、子どもの避難所としての重要性とともに地域における子どもの安全確保活動の中核的存在として極めて重要です。（平成24年10月末時点：311軒）警察と連携のもと、自治区、自治会、PTA、事業者などに対して、「こども110番の家」の増設促進の働きかけを行います。

#### イ 「こども110番の家」に対するコミュニケーション

「こども110番の家」の設置に併せて、子どもが助けを求めてきた場合の対処方法などの支援を警察と連携して実施します。

## 4 市民と協働した見守り活動の推進

防犯パトロールを実施する自治会等、自主防犯団体等による通学路パトロール活動に地域安全推進員を中心に支援及び活性化を推進します。

## 5 サイバー犯罪対策

パソコン、携帯電話などインターネット環境の普及は目覚しく、携帯電話に至っては小学生にまで普及が進んでいます。しかし、「出会い系サイト」から犯罪に巻き込まれるケースや、ワンクリック詐欺に代表される不正請

求などの犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。

また、次々と新たなサイバー犯罪が起っており、子どもに限らず、犯罪リスクが高い状態が続いています。サイバー犯罪を防ぐための第一歩であるインターネット利用時における対策を呼びかけます。

## 6 女性に対する防犯対策の充実

女性を狙ったひったくりや、痴漢など性犯罪等の増加が憂慮される状況にあるため、女性にターゲットを絞った防犯対策を実施して、女性が安心して暮らせる（働ける）社会、地域を目指します。

### (1) 相談窓口の周知活動

事件に遭遇した場合に専門的な知識を有する相談窓口を周知します。

### (2) 事業者に対する働きかけ

女性従業員を雇用している事業者に対して、女性に対するサポート体制の確保、被害防止対策を図るように推進します。

## 7 高齢者に対する防犯対策の充実

高齢者を狙ったひったくりや住宅侵入盗の他、孤独や無防備など高齢者の弱みに付け込んだ振り込め詐欺や悪徳リフォーム、悪徳商法などの犯罪の発生状況や対策について、個別の訪問活動や高齢者が集まる機会をとらえて、防犯講話、啓発キャンペーンなどを行い、直接働きかけます。

## 4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

犯罪のないまちづくりのため、防犯意識の高揚、防犯力の向上を基本に各種施策を実施中ですが、いかに積極的な防犯対策を実施しても、犯罪が発生しやすい環境や状況を放置しては、十分な効果を期待することはできません。

市では、犯罪が発生しやすい環境や状況に着目し、「犯罪に強い街並み」「管理の行き届いた街並み」を形成するなどの環境改善対策により、治安の回復を目指します。

### 1 犯罪に強い街並みの推進

犯罪者が、「犯罪がやりにくい、やめよう」と思わせるような、犯罪に強い街並みを形成することを推進していきます。

推進にあたっては、建物、住宅、公園などにおける「監視性の確保」、「領域性の確保」、「接近の制御」、「対象物の強化」の4つの基本的な原則を設計、施行、実践していく防犯環境設計を取り入れます。

防犯環境設計とは、以下の4つの基本的な原則（要素）があり、これらを組み合わせることにより、さらなる効果が得られるものであります。

① **監視性の確保**

犯罪者が侵入しようとした際「近所から見られているかもしれない」と思わせるため、道路の周囲や住宅敷地の見通しを良くして、死角をなくすこと。

② **領域性の確保**

その場にふさわしくない者が、侵入、滞留しにくい空間を作り出すため、居住者や所有するエリアを花壇・柵等で明示したり、住民の屋外活動や近所でのコミュニケーションを促すこと。

③ **接近の制御**

犯罪者を建物に近づけさせないように侵入経路を遮断したり、侵入を容易にする足場を移動・除去すること。

④ **対象物の強化**

犯罪者が建物に近づいても、建物に侵入できないようにするためドアや窓そのものの対侵入抵抗力を強化すること。

## （1）防犯環境設計の啓発活動

防犯環境設計を積極的に実践するには、市民に理解してもらうことが重要であり、防犯講話などあらゆる機会を利用して啓発します。

## （2）監視性の確保

### ア 防犯灯や街路灯の設置、管理

市が管理する道路、公園、駐車場などに計画的に防犯灯、街路灯の適切な設置を行い、明かりによる監視性の確保に努めます。犯罪のないまちづくりモデル地区において、犯罪抑止効果があると言われている「青色防犯灯」の設置を地域と協議しながら進めます。

### イ 防犯カメラ、センサーライト設置の促進

凶悪事件の解決につながるなど有効性が認められている防犯カメラや、警告効果の高い防犯センサーライトの設置や有効活用を促進します。

### ウ 一戸一灯運動の促進

防犯灯の増設は直ちにできるものではありません。各家々の門灯や玄関灯を朝まで点灯することで、点の明かりが面となり、市内全体が明るくなります。誰もがすぐに始められる防犯ボランティアである一戸一灯運動の参加を呼びかけます。

## 2 管理の行き届いた街並みの推進

ごみの散乱、落書きや公共施設の破損などで乱れた街並みは、住民の監視の目が弱い地域として犯罪者に狙われやすいことから、これらの犯罪を誘発する要因を早期に把握し、取り除くことにより美しい街並みを保ち、犯罪の発生を抑制します。

本市では、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちをつくることを目的に、平成22年4月1日から環境美化に関する『「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例』が、施行されています。

### (1) 違法看板、落書きなどの対策

市、警察、中部電力、NTT、自治会等が連携し、違法看板、落書きなどの排除運動キャンペーンを実施するなどの活動を通じて、管理の行き届いた街並みを形成する活動を推進します。

### (2) 放置自転車対策

JR大府駅、JR共和駅周辺を中心に管理の行き届いた街並みを形成するため、『大府市自転車等の放置防止に関する条例』に基づいた放置自転車対策を引き続き推進します。

### (3) 迷惑駐車、放置車両対策

犯罪者が身を隠し犯罪に利用されやすい駐車場、公園、空地、神社、仏閣、路上などにおける駐車、放置車両の排除、防止を推進します。

## 3 少年非行防止の推進

少年非行の未然防止を図るとともに、補導歴のある未成年者が再び犯罪行為に手を染めることのないよう、健全な生活への立ち直りを支援することが将来の防犯対策として重要です。

### (1) 防犯パトロール時の声かけの推進

地域の実施する「愛のパトロール」などの機会に、少年たちへの声かけを行い、万引きや自転車盗などの犯罪を未然に防ぎます。

### (2) 学校との連携

学校の開催するネットワーク会議で情報交換し、地域ぐるみで見守りをするにより非行防止を図ります。

### (3) 事業者との連携

販売者に対して、酒、タバコの販売を行う際、年齢確認の確実な履行を

促し、未成年者の飲酒、喫煙の防止を図ります。深夜に少年達がスーパーやコンビニなどの駐車場や公園に集まることは、非行の温床となるおそれがあることから、警察に通報するなどの対策を推進します。

#### **(4) 立ち直りの支援**

罪を犯した未成年者が、社会復帰をして立ち直るまでに至るには、個人のみでは難しく、周囲の理解や支援がなくてはなりません。

このような未成年者を敬遠するのではなく市民、学校、事業者、警察、市と連携して再び犯罪に手を染めないよう連携して支援します。

### **4 暴力団排除活動の推進**

#### **(1) 暴力追放運動の推進**

本市においては、平成 23 年 12 月 27 日に「大府市暴力団排除条例」を施行し、暴力追放運動を積極的に推進しています。

今後も、警察との連携し「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」の暴力団追放三ない運動を推進するとともに、市民及び事業者などに暴力追放運動を啓発します。

#### **(2) 相談窓口の周知及び活動の推進**

暴力団犯罪は、事件に遭遇しても届出がされないケースが多く見受けられますが、届出の遅れにより被害は確実に拡大します。

犯人検挙及び二次被害の防止のため、暴力団犯罪の相談窓口の周知を推進します。

## V 参考資料

### 1 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例

平成 18 年 12 月 26 日

大府市条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、市民、自治会等、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めることにより、犯罪のないまちづくりの推進を図り、市民が現在及び将来にわたり安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のないまちづくり 市民、自治会等、事業者及び市による犯罪の防止のための総合的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を図ることを目的とするまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会・コミュニティ（一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。）、NPO（社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。）及びボランティア（社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。）をいう。
- (4) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという考え方を基本とし、市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市、自治会等及び事業者が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、基本理念にのっとり、自主的な防犯活動を実施し、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市、他の自治会等及び事業者が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等の整備、従業員に対する防犯教育その他犯罪のないまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市及び自治会等が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、関係機関と連携を図りながら、市

民生活の安全を確保するための施策を策定し、実施するよう努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくり基本計画)

第8条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のないまちづくり基本計画を定めるものとする。

2 市は、前項の計画を定めるときは、市民、自治会等及び事業者の意見を積極的に反映させるものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、犯罪のないまちづくりに関する情報を収集し、市民、自治会等及び事業者に対して積極的に必要な情報を提供し、犯罪のないまちづくりに関する活動の推進及び意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくりに関する活動への支援)

第10条 市は、市民、自治会等及び事業者が自主的に実施する犯罪のないまちづくりに関する活動に対し、必要な支援に努めるものとする。

(児童等の安全の確保)

第11条 小学校、中学校、養護学校、保育所、幼稚園等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全を確保するよう努めるものとする。

2 児童等が通学、通園等の用に供している道路及びその沿道にある施設(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 市は、学校等の施設内及び通学路等における児童等の安全を確保するために、市民、自治会等、事業者及び児童等の保護者並びに学校等又は通学路等を設置し、又は管理する者と密接に連携を図るものとする。



4 市民、自治会等及び事業者は、児童等が危害を受けていると認められるとき、又は危害を受けるおそれがあると認められるときは、警察官への通報、避難誘導その他当該児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した環境の整備)

第12条 市は、犯罪のないまちづくりを推進するため、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪の防止に配慮した環境の整備に努めるものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する公共施設を整備するよう努めるものとする。

(空地又は空家における犯罪防止の措置)

第13条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくりモデル地区)

第14条 市は、市民生活の安全を確保するため、必要と認める地域を犯罪のないまちづくりモデル地区（以下「モデル地区」という。）に指定することができる。

2 市は、モデル地区に指定した地域において、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要と認められる施策を重点的に実施することができる。

3 市は、第1項の規定によりモデル地区に指定した地域が、指定を継続する必要がないと認めるときは、これを解除することができる。

(大府市犯罪のないまちづくり推進会議)

第15条 この条例に基づく犯罪のないまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市犯罪のないまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 大府市暴力団排除条例

平成 23 年 12 月 27 日

大府市条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大府市（以下「市」という。）からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18 歳未満の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本と

して、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この条において「市長等」という。）は、公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする。

2 市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。この場合において、当該許可の取消し又は利用の中止に伴い生ずる損害については、市長等はその責を負わない。

3 前2項の規定は、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例に暴力団の排除に関する特段の定めがある場合には、適用しない。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第10条 市は、県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導及び助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

